「手話言語条例」に基づく取組みについて

**資料１**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 施策の方針 | これまでの取組状況・今後の方向性 | 目標 |
| 第２条言語としての　手話の認識 | ○府の広報媒体などを通じた認識の普及啓発≪新≫ | ■これまでの取組状況○府政だより６月号１面掲載のほか、府ＨＰ・ＳＮＳ・メルマガ等○パブリシティテレビ５回…ＮＨＫ Ｅテレ「ろうを生きる難聴を生きる」「バリバラ」ほか新聞１２回…産経新聞、朝日新聞、日経新聞、毎日新聞、大阪日日新聞専門紙２回…福祉新聞、日本聴力障害新聞○府民アンケート結果※（平成２９年９月実施）「手話が言語である」と認識する割合　５６．４％※民間調査会社に登録するWEBモニター1,000サンプル。「よく知っていた」「なんとなく知っていた」の合計。■今後の方向性　○バリアフリー推進勉強会（民間団体主催）等での講演や府政学習会等の様々な機会での普及啓発を実施 | ○平成２９年度中に実施予定の府民アンケートにおいて、「手話が言語」であると認識する割合を平成28年度結果（３９．８％）以上とする〘目標達成〙○条例に基づく施策の成果をとりまとめ、部会としての「言語としての手話の習得の機会の確保」に関する提言等につなげる |
| 第３条乳幼児期からの手話の習得の　機会の確保 | ○「こめっこ」の企画運営・乳幼児手話言語獲得ネットワークの運営≪新≫ | ■これまでの取組状況○乳幼児期からの手話獲得の機会を確保するため、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者を対象に、楽しく少しずつ、手話を覚えていき、コミュニケーションの芽を育むつどいの場「こめっこ」の開催（８回開催）**【別紙①参照】**○「こめっこ」の課題・ノウハウ等を共有し、広げていくための福祉・教育関係機関等が　　　参画するネットワークの運営（２回開催）**【別紙②参照】**■今後の方向性　○平成３０年度も引き続き日本財団に申請予定　○「こめっこ」スタッフによる平日活動の実施、「こめっこ」に関する研究の実施○学齢期の子どもたちへの支援（夏休み集中の手話習得の機会の確保等） | ○乳幼児期からの多様なコミュニケーション手段の一つとして手話を身につけることによる言語面、心理面などに及ぼす影響の実証データを　確保（来年度から）○乳幼児期に言語（手話など）を身につけることができる手法の確立○府内における乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワークの確立　及び拡大 |
| ○中途失聴者を主な対象とした手話講座及び国際手話教室の開催≪継続≫ | ■これまでの取組状況○主に中途失聴者を対象に開催H27：実績 9名程度／回（全16回）　H28：実績19名程度／回（全15回）H29：実績21名程度／回（全17回中8回実施）○国際手話教室（入門～中級）を開催H27：実績 5名程度 ／回（全20回）　H28：実績 2名程度 ／回（全21回）H29：実績10名程度／回 （全21回中9回実施）■今後の方向性○より幅広い地域でより幅広い人が参加できる手法の検討（府内における同様の取組事例等の実態調査を含む）及び大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討 | ○より幅広い地域でより幅広い人が参加できる　手法の検討（府内における同様の取組事例等の実態調査を含む）及び大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討 |
| 第４条学校による手話の習得の機会の確保への支援 | ○社会人向け手話講座の開催　≪一部新≫○手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供等≪継続≫ | ■これまでの取組状況○聴覚障がいのある児童等が在学する学校の教員等を対象とした手話講座の開催**【別紙③参照】**○手話の習得の機会の確保に取り組む企業への支援として、聴覚障がい者情報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供を実施**【別紙④参照】**■今後の方向性○上記のほか、さらに幅広い社会人向け手話講座を実施予定（業界団体や保護者向け講座） | ○カリキュラムの確立及び普及方策の検討○聴覚障がい者情報提供施設のさらなる活用 |
| 第５条事業者による　手話の習得の　機会の確保への支援 |
| ○手話に関して取り組む企業を登録・顕彰することによるＰＲの支援・企業との連携による手話の習得の機会の確保≪新≫ | ■これまでの取組状況○「（一社）手話エンターテイメント発信団oioi」が、手話に関する先進的な取り組みを行う団体として「ハートフル企業 チャレンジ応援賞」を受賞○手話に取組む企業の登録（２団体登録）○簡単な挨拶等が学べる手話動画を府ＨＰに公開（動画制作にあたり、大阪府とサイレントボイスの間で事業連携協定を締結）■今後の方向性　○手話について取り組むより多くの企業・団体との協働（協定の締結等） | ○登録を勧めるほか、手話に取組む企業との個別の協定の締結等の具体的な取り組みが必要○手話について積極的に取り組む企業からなる「手話を広める企業ネットワーク」の設置 |

○第３条から第５条に基づく取組みを推進するにあたって、大阪府と（公社）大阪聴力障害者協会との間で事業連携協定を締結　　○条例制定済・予定している市町村との情報交換会も適宜開催